5　技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
⑴　提出方法
①　電子入札方式の場合　本業務に係る技術提案の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期限内に提出するものとする。
なお、提出資料についてはＰＤＦファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10ＭＢを越えないものとする。
また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、技術提案書の様式一式を電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に期間内に必着で下記５⑵の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法にて提出することとし、ＦＡＸ又は電子メールによるものは受け付けない。
②　紙入札方式の場合　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着で下記５⑵の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法にて提出することとし、ＦＡＸ又は電子メールによるものは受け付けない。
⑵　提出先　上記３⑵に同じ
⑶　提出期間　別表１④に示す日時
⑷　技術提案書のヒアリングの有無　技術提案書のヒアリングを行わない。
6　入札及び開札
⑴　入札の日時
①　電子入札方式による入札　別表１⑤に示す日時。
②　紙入札方式による入札　別表１⑥に示す日時に技術提案書とともに上記３⑵の場所に持参し、入札する。
⑵　開札の日時　別表１⑦に示す日時。
⑶　開札の場所　〒920―8566 金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎７階入札室
⑷　入札参加者が２者未満の場合の手続きの中止　参加表明書、技術提案書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時）のいずれかの手続きをもって、入札者が２者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。
7　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記７の⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内であること。
なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者とすることがある。
②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
③　入札に係る技術等が、公示（これらに係る業務説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。
④　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
⑵　総合評価の方法
①　評価値の算出方法　総合評価は、下記７⑵の②の当該入札者の入札価格から求められる価格点と下記７⑵の③により得られた技術点との合計による評価値をもって行う。
評価値＝価格点＋技術点
②　価格点の算出方法　価格点の算出方法は以下のとおりとする。価格点＝価格点の配分点×（１－入札価格／予定価格）
なお、価格点の配分点は42.0点とする。
③　技術点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記７⑵の③のア、イ、ウの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。
なお、技術点の最高評価点は42.0点とする。
ア　予定管理技術者の技術力等（資格要件・業務執行技術力等）
イ　業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）
ウ　技術提案の履行確実性　技術点の算出方法は以下のとおりとする。
技術点＝（アに係る評価点）＋{(イに係る評価点×ウの評価に基づく履行確実性度)}
④　履行確実性に関するヒアリング　履行確実性の審査にかかる技術提案書のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
8　その他
⑴　詳細は業務説明書による。
⑵　手続における交渉の有無　無。
⑶　入札保証金　免除。
⑷　契約保証金　納付。(保管金の取扱店　日本銀行金沢支店)
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
⑸　入札の無効　本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位　日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑵に同じ。
⑼　上記２⑴の③に掲げる資格の認定を受けていない者も上記４により参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、開札の時において、当該資格の確認を受けていなければならない。
⑽　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼。
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼。
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼。
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取。
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取。
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取。
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取。
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取。